

IHR (2005) の 改正（第 75 回 WHO 総会で採択）

第 59 条、第 55 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条（仮訳）

第 59 条 発効、拒否又は留保のための期限

1. WHO 憲章第 22 条の規定の実施のために定めるこの規則に対する拒否又は留保のための期間は、保健総会がこの規則を採択した旨を事務局長が通報する日の後 18 か月とする。事務局長がこの期間が満了した後に受領するあらゆる拒否又は留保は、効力を生じない。

1 の二. WHO 憲章第 22 条の規定の実施のために定めるこの規則の改正に対する拒否又は留保のための期間は、保健総会がこの規則の改正を採択した旨を事務局長が通報する日の後 10 か月とする。事務局長がこの期間が満了した後に受領するあらゆる拒否又は留保は、効力を生じない。

2. この規則は、前項に規定する通報の日の後 24 か月で効力を生じ、及びこの規則の改正は、前項の二に規定する通報の日の後 12 か月で効力を生ずる。ただし、次の国を除く。

(a) 第 61 条の規定に従ってこの規則又はその改正を拒否した国。

(b) 留保を付しており、この規則又はその改正が第 62 条の規定に従って効力を生ずる国。

(c) 前項に規定する事務局長による通報の日の後に WHO に加盟し、かつ、まだこの規則の参加国となっておらず、この規則が第 60 条の規定に従って効力を生ずる国。

(d) WHO の加盟国ではないが、この規則を受諾し、この規則が第 64 条 1 項の規定に従って効力を生ずる国。

3. いざれかの国が本条 2 項に定める期限内にその国内の立法上及び行政上の仕組みをこの規則又はその改正との間で十分に調整できない場合において、当該国は、該当するときには、本条 1 項又は 1 項の二に定める適用可能な期間内

に事務局長に対して残されている調整に関する申告を行い、この規則又はその改正が当該参加国について効力を生じた後 12 か月以内に残されている調整を実現する。

第 55 条 改正

1. 参加国又は事務局長は、この規則の改正を提案することができる。改正の提案は、その検討のために保健総会に提出する。
2. 改正案の本文は、その検討が提案される保健総会の少なくとも 4 か月前に事務局長が全ての参加国に伝達する。
3. この条の規定に従い保健総会が採択するこの規則の改正は、WHO 憲章第 22 条及びこの規則の第 59 条から第 64 条までに規定する条件と同一の条件に基づき、かつ、同一の権利及び義務に従って、この規則の改正についてこれらの規定に定められた期間に従うことを条件として、全ての参加国について効力を生ずる。

第 61 条 拒否

いずれかの国が第 59 条 1 項又は 1 項の二に定める適用可能な期間内にこの規則又はその改正に対する拒否を事務局長に通報した場合には、この規則又は当該改正は、当該国について効力を生ずることはない。当該国が当事国となっている第 58 条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則は、当該国に関係する限り引き続き効力を有する。

第 62 条 留保

1. いずれの国も、この条に従って、この規則又はその改正に留保を付することができる。その留保は、この規則の趣旨及び目的と両立しないものであってはならない。

2. この規則又はその改正に対する留保は、第 59 条 1 項及び 1 項の二並びに第 60 条、第 63 条 1 項又は第 64 条 1 項の規定に従って事務局長に通報する。WHO の加盟国ではない国は、この規則の受諾の通報とともにあらゆる留保を事務局長に通報する。留保を付する国は、事務局長に対して当該留保の理由を提出することが望ましい。

3. この規則又はその改正の一部の拒否は、留保とみなされる。

4. 事務局長は、第 65 条 2 項の規定に従い、本条 2 項の規定に従って受領した全ての留保について通報する。事務局長は、次のいずれかのことを行う。

(a) この規則が効力を生ずる前に留保が付された場合には、この規則に対する拒否を行わなかった加盟国に対して、当該留保に対するあらゆる異議を 6 か月以内に事務局長に通報することを要請する。

(b) この規則が効力を生じた後に留保が付された場合には、参加国に対して、当該留保に対するあらゆる異議を 6 か月以内に事務局長に通報することを要請する。

(c) この規則の改正に留保が付された場合には、参加国に対して、当該留保に対するあらゆる異議を 3 か月以内に事務局長に通報することを要請する。

この規則の改正に対する留保に対して異議を申し立てる参加国は、当該異議の理由を事務局長に提出することが望ましい。

5. この期間の満了後、事務局長は、受領した留保に対する異議を全ての参加国に通報する。この規則に対する留保の場合において、本条 4 項に定める通報の日から 6 か月の期間の満了までに同項に規定する国の 3 分の 1 が留保に対して異議を申し立てないときは、当該留保は受諾されたものとし、この規則は、当該留保を条件として当該留保を付した国について効力を生ずる。この規則の改正に対する留保の場合において、本条 4 項に定める通報の日から 3 か月の期間の満了までに同項に規定する国の 3 分の 1 が留保に対して異議を申し立てないときは、当該留保は受諾されたものとし、この規則の改正は、当該留保を条件として、当該留保を付した国について効力を生ずる。

6. この規則に対する留保の場合には4項に定める通報の日の後6か月の期間の満了まで、又はこの規則の改正に対する留保の場合には4項に定める通報の日の後3か月の期間の満了までに、4項に規定する国の3分の1以上が当該留保に対して異議を申し立てたときは、事務局長は、事務局長による通報の日から3か月以内に当該留保の撤回を検討するように当該留保を付した国に通報する。

7. 留保を付した国は、当該留保の対象である事項に対応する義務について、第58条に掲げる国際衛生協定又は国際衛生規則に基づき自国が受け入れているものを引き続き履行する。

8. 留保を付した国が6項に定める事務局長による通報の日から3か月以内に留保を撤回しない場合において、当該留保を付した国からの要請があるときは、事務局長は、再検討委員会の見解を求める。再検討委員会は、第50条の規定に従い、この規則の運用に対する当該留保の実際の影響について、できる限り速やかに事務局長に助言する。

9. 事務局長は、留保及び該当する場合には再検討委員会の見解を、それらの検討のために保健総会に提出する。保健総会が過半数による議決でこの規則の趣旨及び目的と両立しないことを理由として当該留保に異議を申し立てる場合には、当該留保は受諾されず、また、この規則又はその改正は、当該留保を付した国が第63条に従い当該留保を撤回した後においてのみ、当該留保を付した国について効力を生ずる。保健総会が当該留保を受諾した場合には、この規則又はその改正は、当該留保を条件として、当該留保を付した国について効力を生ずる。

第63条 拒否及び留保の撤回

1. いずれの国も、事務局長に通報することにより、いつでも第61条の規定に従って行った拒否を撤回することができる。この場合には、この規則又は該当する場合にはその改正は、事務局長が当該通報を受領した時に当該国について効力を生ずる。ただし、当該国が拒否を撤回した時に留保を付した場合に

は、この規則又は該当する場合にはその改正は第 62 条の規定に従って当該国について効力を生ずる。この規則は、いかなる場合にも、第 59 条 1 項に規定する通報の日の後 24 か月より前に当該国について効力を生ずることはなく、また、この規則の改正は、いかなる場合にも、第 59 条 1 項の二に規定する通報の日の後 12 か月より前に当該国について効力を生ずることはない。

2. 関係する参加国は、事務局長に通報することにより、いつでも留保の全部又は一部を撤回することができる。この場合には、その撤回は、事務局長が当該通報を受領した日から効力を生ずる。